

長野県立大学後町キャンパス清掃業務仕様書

この仕様書は、業務の大要を示すものであって、本仕様を示されていない事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が業務遂行上必要と認めた場合、受託者（以下「乙」という。）は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

I 共通事項

I-1 委託期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

なお、上記の委託期間中、委託者又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、書面をもって6か月前までに相手方に通知するものとする。

I-2 執行体制

乙は、円滑な業務の実施を担保するため、次に掲げる者（以下「従事者等」という。）を置き、業務を遂行するものとする。

(1) 業務責任者

業務責任者は、次の業務を行う。

- ア 業務の円滑な管理・運営と苦情等の処理
- イ 従事者の指揮監督、現場の把握
- ウ 業務履行に関する関係部局との連絡・調整
- エ 従事者に対するマニュアルの作成及び周知徹底

(2) 副業務責任者

副業務責任者は、次の業務を行う。

- ア 業務責任者の補佐（業務責任者不在時においては、業務責任者の代わりに業務を行う。）
- イ 業務責任者の指示による業務マニュアルの修正・追加等の事務処理

(3) 従事者

従事者は、清掃作業及び清掃に付帯する業務（以下「清掃作業等」という。）を行う。

I-3 従事者等の要件

乙は、次の要件を満たす従事者等を選任すること。

(1) 業務責任者

- ア 業務責任者としての必要な教育訓練を受けていること。
- イ 清掃作業等の責任者として2年以上の従事経験があること。
- ウ 本件業務の業務責任者として適性があること。

(2) 副業務責任者

- ア 業務責任者を補佐する能力があること。
- イ 清掃作業等の従事者として2年以上の従事経験があること。
- ウ 業務マニュアルの修正・追加等の事務を処理する能力があること。

(3) 従事者

本件業務を遂行するために必要な技能を有していること。

I-4 届出等

乙は、契約締結後遅滞なく従事者等全員の氏名、年齢、住所、経歴等を記入した名簿を甲に提出すること。なお、従事者等を交替させる場合も同様とする。

I-5 事務処理

乙は、次のとおり事務を処理する。

- (1) 緊急を要する事態が発生した場合には、速やかに甲に連絡すること。
- (2) 最新の業務マニュアルを、甲の定める場所に常時保管すること。
- (3) 業務日ごとに業務の実施状況を詳細に記録し、次の業務日までに清掃作業日誌を甲に提出すること。なお、報告書様式は任意様式とすることができる。
- (4) 甲が指示した事項または協議した事項については、その対応の経緯等について書面により甲に報告すること。

I-6 災害時等の対応

- (1) 災害、事故等が発生した際は、甲の指示に基づき、緊急に必要な処置を行うこととする。
- (2) 災害、事故等の対応により生じた費用の負担は、甲・乙協議の上、定めるものとする。

I-7 乙の責務

(1) 法令等の遵守

関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意を持って、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務環境

従事者等が、長野県立大学庁舎の清掃作業等を担う者としての自覚を持って、誠実に業務に従事できるよう環境を整えること。

(3) 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

なお、個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）の規定及び「個人情報取扱特記事項」（別記1）を遵守すること。

(4) 従事者教育

ア 業務に必要な知識・技能を習得できるよう社内教育体制を整備し、教育・訓練を実施すること。また、教育・訓練の実施計画及び実施状況については遅滞なく甲に報告すること。

イ 従事者等の業務習熟度を上げるため、次のような措置をとること。

- ・業務についての学習時間や業務マニュアルの整理時間を業務時間内に設けること。
- ・業務中に苦情等があった場合は、その概要を速やかに従事者等に周知するとともに、事例集を作成して再発防止に努めること。

(5) 従事者等心得

次の心得を従事者に遵守させなければならない。

- ア 長野県立大学職員（寮管理人を含む）と常に協調し、業務に従事すること。
- イ 誠意を持って迅速、的確に業務に従事すること。
- ウ 業務時間を遵守し、みだりに雑談したり所定の場所を離れることがないこと。
- エ 業務上知り得た事項について他に漏らさないこと。離職後も同様とする。

オ 業務場所及び休憩室を常に清潔にし、設備等は大切に取扱い、整理整頓すること。

カ 業務交替及び業務時間終了後、引継事項があるときは、確実に関係者に連絡すること。

(6) 損害賠償

故意又は過失により、人身及び財産に損害を及ぼしたときは、乙が損害賠償を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じたものは、この限りではない。

(7) 環境への配慮

ア 乙は、環境への負荷の少ない機械器具、資材及び消耗品を優先的に使用しなければならない。

イ 従事者等は、地球温暖化防止の観点から、電気使用量、燃料使用量、水道使用量（排出量）及び廃棄物排出量の削減に配慮しなければならない。

I—8 経費負担

(1) 乙が受託業務を遂行するに当たって、甲が必要と認める次の施設を乙に無償で貸与する。

・清掃人控室（1階機械室内スペース（10.50㎡））

(2) 業務遂行に要する電気、水道等の経費は甲が負担するものとするが、乙は節約に努め、効率的に使用すること。

(3) 業務マニュアルの修正・追加、配布等に必要パソコン等の機材、消耗品の調達・管理は乙の負担とする。

(4) 従事者等へのマニュアル等配布資料の作成は、乙の負担とする。

I—9 業務引継ぎ

(1) 乙は、履行期間が終了した場合、業務マニュアル等を返却するとともに、業務マニュアルの修正・追加等に係るすべての成果物（電子媒体による成果物については、製作途中のものも含む。）を、甲に提出すること。

(2) 履行期間終了前に新たな受託者が決定した場合は、当該受託者の従事者等に対する教育・訓練の実施に協力すること。

また、新たな受託者と十分に業務の引継ぎを行い、当務の遂行に支障をきたすことのないように対処すること。引継書は必ず作成すること。

I—10 その他

疑義が生じた場合は、その都度、甲・乙協議するものとする。

II 清掃作業

II—1 全般的事項

(1) 従事者は、清掃の疎漏、作業の遅滞のないよう常に十分な配置をしなければならない。

(2) 本仕様書は清掃回数等を示すものであり、常に施設全体の総合的美観に心がけて作業を行い、仕上がりについて適合しないと認められるときは甲の指示に従わなければならないものとする。

(3) 作業員には、作業中一定の衣服等を着用させ、上着には名札を付けて、作業員であることを明瞭にすること。

(4) 作業員には、作業方法及び機器の使用法、清掃作業に必要な事項を充分会得させ、作業

の実施に支障のないようにしなければならない。

- (5) 清掃作業の実施に当たっては、作業中の事故及び建物の損傷の防止に努めるとともに、罹病中の者を就業させてはならない。
- (6) 作業員は、清掃作業を実施する際、寮生・来訪者等に支障を与えないよう注意すること。
- (7) 土日祝日、休講日及び入学・期末試験期間等（以下「休講日期间等」という。）は寮生の在寮状況が変動することから、休講日期间等の清掃の実施については、甲と協議して決めること。

II-2 清掃作業の共通事項

- (1) 清掃作業に使用する機械器具及び清掃資材並びに洗剤、研磨剤、ワックス、トイレトペーパー、手洗い用液体洗剤、薬品及び作業に要するポリ袋等は、乙の負担とする。なお、トイレトペーパー及び液体洗剤の予定数量は、概ね次のとおり。
 - ・トイレトペーパー 24,000 個程度
 - ・手洗い用液体洗剤 150 個程度
- (2) 清掃にあたっては各材質の特性を十分考慮のうえ、最適の清掃資機材を使用するものとする。
- (3) 清掃作業中、建物、器物等を破損し、又は物品を紛失したときは、乙はその賠償の責を負わなければならない。
- (4) 作業のため、机、椅子その他の物品を移動するときは、損傷のないよう努めなければならない。
- (5) 掃き掃除、ちり払いは、塵芥が飛散しないよう掃除機、モップ、毛ブラシ等を使用する。
- (6) 水拭き掃除は常に清潔な水を使い、汚水を飛散させることのないようにし、モップ、ダスターは、硬く絞って使用する。また、水拭き掃除に使用する用具は常に清潔な状態を維持すること。
- (7) ガラス器具、陶器、鏡及び金属類の清掃仕上げは、良質の乾布を使用する。
- (8) 床その他これに類する場所の洗浄をしたときは、水や洗剤を完全に拭きとって乾燥した後にはワックスを塗布し、ポリシャーによりつや出し磨きを行い集塵すること。
- (9) 墨汁、インク、果汁、油等の汚れは、直ちに洗浄し、汚痕のできないようにする。
- (10) 集積した紙くず、茶殻、汚物、塵あい及び各階の指定場所に集積された可燃ごみ、リサイクル可能なびん・缶・ダンボール・古紙及び不燃ごみ等は、適切に分別のうえ袋詰め又は結束し、所定の場所へ運搬する。
- (11) 紙くず等の中から廃棄物でないと認められる書類等を発見したときは、直ちに作業員は甲へ連絡すること。

II-3 清掃作業の内容

日常及び定期の清掃箇所及び清掃頻度は、別紙「清掃作業内訳表」のとおりである。

なお、「清掃作業内訳表」中、日常清掃の清掃頻度の欄に「2W・2W」の表記がある箇所は、定期清掃を週2回、休業清掃を週2回の清掃を行うことを表す。

A 日常清掃

- (1) 建物の周囲

庁舎敷地内、自動車駐車場、自転車・オートバイ置場等は、随時、掃き掃除、水洗等を行うこと。なお、敷地清掃等の詳細は下記Cによること。

(2) 玄関ホール、風除室、ロビー等

- ア 玄関ホール、風除室、ロビー等の床面は、掃き掃除及び集塵等を行うこととし、汚れによっては洗剤を用い洗浄する。なお、著しく汚損する降雨・降雪時については、甲が別途指定する清掃頻度に関わらず、特に念入りに床清掃を行うこと。
- イ 入口にマットを配置し、定期的に交換すること。なお、マットの設置箇所、サイズ、数量及び交換頻度は、概ね（別記2）のとおり。
- ウ 天井、壁面、照明器具等は、汚れによってその都度、除塵をし、ガラス磨き、サッシ磨き等の清掃を行うものとする。
- エ 自動ドアの溝は、随時清掃し、砂及び塵埃を取除いておくこと。

(3) エレベーター

- ア 床面は、週2回確認し、必要に応じ拭き掃除をすること。
- イ ドアの溝は、随時清掃し、砂及び塵埃を取除いておくこと。
- ウ 壁面、金属部分、ボタン、エレベーターの金属等は、床面の清掃の際拭き掃除をすること。

(4) 廊下、階段、共通スペース及びエレベーターホール

- ア 床面は、床材質にあった機械器具類及び清掃資材を使用して除塵をすること。
- イ 手すり、扉のノブ周り、窓わく内側は、水拭き又は乾拭きすること。
- ウ シャッター戸溝は、随時、除塵をし、緊急時に支障のないようにすること。
- エ 案内板、表示板、掲示板、消火器、消火栓等の埃及び汚れ取りを行うこと。

(5) ユーティリティ（トイレ、洗面所、シャワー室）

- ア 床面は、週2回洗浄し、拭き掃除を行うこと。なお、汚れを認めたときはその都度汚れ落としを行うこと。
- イ 便器は、週2回、洗剤を使用し、清掃をすること。
- ウ 洗面器、鏡、床面、棚等は、週2回、拭き掃除をすること。また、汚れを認めた時はその都度、汚れ落としを行うこと。排水溝についてはゴミの除去、洗浄を行うこと。
- エ トイレットペーパー、手洗用石鹸等は、常に補充しておくこと。
- オ 扉及び壁等は、高所を除き週1回、拭き掃除をすること。
- カ 金属類は、汚れ及びさびが出ないように、週2回、乾布で拭き、必要に応じ保護材を用いてつや出しをすること。
- キ 汚物入れは、週2回、所定の場所へ処理すること。また、随時、容器の清掃を行うこと。
- ク トイレに設置してある擬音装置の動作確認を随時行い、電池交換が必要な場合は甲から電池の支給を受け行うこと。
- ケ シャワー室は、週2回洗剤を使用し、清掃をすること。

(6) キッチンスタジオ

- ア 床面は、所定の頻度で、使用していない時間帯に、掃き掃除をすること。
- イ 戸棚、流し、壁面は、高所を除き週2回、拭き掃除をすること。
- ウ 茶殻入れ等は、週2回、所定の場所へ処理すること。また、随時、容器の洗浄を行うこと。なお、生ごみは、悪臭がしないよう適宜処理すること。

(7) その他（ラーニングハブ、ミーティングルーム）

- ア 床面は、所定の頻度で、使用していない時間帯に、床材質にあった機械器具類及び清掃資材を使用して掃除を行うこと。
- イ 机、黒板、ホワイトボード等の備品がある箇所は、週1回、乾拭き又は水拭きすること。
- ウ 窓枠、ガラリ及び壁面は、高所を除き、常にほこり及び汚れを除去しておくこと。

(8) ソーシャル・イノベーション創出センター（受付を含む）

- ア 床面は、床材質にあった機械器具類及び清掃資材を使用して掃除を行うこと。
- イ 使用しなかった部屋については、委託者と協議し清掃を省略できるものとする。

(9) 外階段

- ア 床面は、掃き掃除をすること。
- イ 金属類は、汚れ及びさびが出ないように、乾布で拭き、必要に応じ保護材を用いてつや出しをすること。
- ウ 外階段は、通常、内側から出られない仕様になっているため、外側から入ること。

(10) 除雪（冬期間）

降雪時、公道から建物玄関までの利用者等の通路となる部分は、可能な限り、学生登校前（概ね午前7時から午前8時30分まで）に除雪し、日中も降雪量に応じ来庁者等に支障のないよう必要に応じて除雪すること。

(11) 棄物等の処理

- ア 寮生に係るゴミ等は、学生において北棟東側のゴミ置場に集積する予定であること。
- イ ソーシャル・イノベーション創出センターに係るゴミ等は、同センターにおいて講義棟南側のゴミ置場に集積する予定であること。
- ウ 上記のごみ置場について、適宜管理するとともに、ゴミ収集業者との対応が必要な場合は適宜対応する。

B 定期清掃

- (1) 「清掃作業内訳表（後町キャンパス）」に示す所定の頻度で、清掃箇所の材質にあった機械器具類及び清掃資材を使用して掃除を行うこと。
- (2) 床面の清掃にあたっては、材質に応じて次のとおり清掃すること。
 - ア 弾性床（Pタイル等）は、電気クリーナー等で除塵のうえ洗剤を用いて洗浄し、ワックスを塗布して艶だし磨きを行うこと。
 - イ 繊維床（ジュータン）は、洗剤及びポリッシャーを用いて洗浄すること。

C 敷地清掃等

以下の作業を適宜行うこと。なお、対応が困難な場合は、速やかに甲へ報告し、指示に従うこと。

(1) ゴミの収集（随時）

敷地内のごみ（枝葉、石、ガラス片、可燃物、不燃物等）を収集し、処分すること。

(2) 清掃（随時及び落葉期）

施設を含む敷地内に泥や砂、鳥の糞等の汚れがある場合は、掃き掃除及び拭き掃除等で汚れを除去すること。また、落葉期には、落葉を収集すること。

(3) 除雪等（冬期間）（上記A（10）以外）

敷地に隣接する後町ホール及びS L広場周囲の通路等についても、必要に応じて除雪、融雪又は凍結防止措置を講じること。なお、作業にあたっては、施設、舗装や既存樹木などに損傷を与えないように注意すること。

(4) 排水側溝の清掃

敷地内の排水側溝に土砂等が堆積した場合は、さらうこと。

屋上部の排水側溝については3ヶ月に一度作業を行うこと。

II-4 その他

(1) 清掃作業の実施の際に、施設の損傷、不具合の発見に努め、利用者が安全で快適に利用できるよう敷地全体を見回ること。

(2) 留意事項

作業実施の際は、周囲（近隣住民、後町ホール利用者、学生、教職員及び来訪者等）の安全を確保するとともに、作業者の安全にも十分注意を払うこと。

(3) 寮運営の都合により、清掃場所及び清掃回数を変更する場合がある。ただし、その場合には、変更を希望する日の3週間前までに変更内容について甲から乙へ協議を行い、合意のもとに変更するものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ実施するものとする。

(別記1)

個人情報取扱特記事項

委託者(以下「甲」という。)と、受託者(以下「乙」という。)は、甲が乙に対して委託する清掃業務(以下、「本件業務」という。)を行う際に収集した個人情報の取扱いに関して、次のとおり合意する。

- 1 乙は、本件業務の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本委託期間が終了した後においても同様とする。
- 2 乙は、本件業務を行うために取り扱う個人情報を、本件業務の目的外に使用、又は第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、甲が承諾した場合を除き、本件業務を行うために、収集した個人情報の掲載された資料等を、複製および複写してはならない。
- 4 乙は、乙からの書類による事前申し出により甲が承認した場合を除き、個人情報を取り扱う業務を自らが行い、第三者にその取り扱いを委託してはならない。
なお、乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、本件業務の一部又は全部を第三者に業務委託する場合、乙は当該第三者に対して本契約における乙の義務と同様の義務を負わせることとする。
- 5 乙は、本件業務で取扱う個人情報に漏洩、滅失又は損傷等が発生し、乙の責に帰すべき事由がある場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。
- 6 乙は、甲の指示があった場合、速やかに個人情報の掲載された資料等の全てを返還又は廃棄しなければならない。本委託期間が終了した後においても同様とする。
- 7 甲は、必要があるときは乙の事務所に立ち入り、乙の業務を妨げない範囲において調査又は報告を求めることができる。
- 8 本覚書の有効期間は、業務委託契約の履行期間に準ずるものとする。
- 9 乙が本特記事項の各項に違反し、甲又はその他第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任において当該紛争を処理解決するものとする。また、紛争の処理に伴い甲が損害を被った場合、乙は損害実績を甲に賠償するものとする。

(別記2)

玄関等の入口マットの設置箇所、サイズ及び数量

設置箇所		サイズ(目安)	枚数	交換頻度
中央棟メインエントランス	(外)	3000mm×900mm	1枚	月1回
	(内)	3000mm×900mm	1枚	
北棟東エントランス	(外)	900mm×900mm	1枚	
北棟西エントランス	(外)	900mm×900mm	1枚	
北棟西通用口	(外)	900mm×900mm	1枚	
南棟エントランス (風除室あり)	(外)	3000mm×800mm	1枚	
	(内)	3000mm×800mm	1枚	
南棟外階段入口	(外)	900mm×900mm	1枚	
講義棟エントランス	(外)	1500mm×900mm	1枚	
講義棟通用口	(外)	900mm×900mm	1枚	

(補足事項)

※(外)は屋外用マット、(内)は屋内用マットを指す。

※上記はあくまで目安であり、実際の設置マットの設置箇所、サイズ・枚数、機能及び仕様並びに交換頻度については、別途協議の上、決定する予定。

※南棟エントランス(風除室あり)は、点字ブロックが隠れないようにサイズ、配置箇所を工夫する必要あり。